

令和7年第1回 相馬地方広域水道企業団議会定例会

令和7年2月19日(水)午前10時開議

【提出案件】

議案第1号 相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例の制定について

将来的に安定かつ持続可能な水道事業を推進していくための人材の確保を目的として、大学等への修学後、本企业団の技術職員として従事しようとする者を対象に、修学資金貸与制度を新設することとし、本条例の制定について提案するもので、令和7年4月1日より施行するもの。

【原案可決】

議案第2号 相馬地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例において引用する条文に変更が生じるため、所要の改正を行うもので令和7年4月1日より施行するもの。

【原案可決】

議案第3号 相馬地方広域水道企業団特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、本条例の引用条文に項ずれが生じるため所要の改正を行うもので、令和7年4月1日より施行するもの。

【原案可決】

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し新たに拘禁刑が創設されるため、関係条例中の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるもの。また、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるため所要の改正を行うもので、令和7年6月1日より施行するもの。

【原案可決】

議案第5号 令和6年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

令和6年度予算に変更が生じるため、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、提案するもの。
(補正の主な概要)

- 1 水道事業収益 補正後の額 14億8,859万3,000円(822万1,000円減)
 - ・給水人口の減少等による給水収益の減収
 - ・県の包括業務委託料の減額による工業用水道収益の減額
- 2 水道事業費用 補正後の額 14億1,108万7,000円(6,655万5,000円減)
 - ・発注工事等の入札請差による減額
 - ・国の電力会社へ補助の継続による電気料金の抑制に伴う動力費の減額
- 3 資本的収入 補正後の額 6,019万8,000円(1,611万6,000円減)
 - ・他事業工事に起因する水道管移設工事の減に伴う工事負担金の減額
- 4 資本的支出 補正後の額 10億8,580万2,000円(1億461万3,000円減)
 - ・他事業工事に起因する水道管移設の実施設計委託費等の減額

補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、10億2,560万4,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするもの。

【原案可決】

議案第6号 令和7年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算

令和7年度の予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき提案するもの。
(主な概要)

- 1 水道事業収益 予算額 14億8,975万3,000円(前年比706万1,000円減)
 - ・給水収益、その他営業収益(構成団体負担金)の減
- 2 水道事業費用 予算額 14億4,196万2,000円(前年比3,729万9,000円減)
 - ・大野台浄水場薬品沈殿池補修工事 外
- 3 資本的収入 予算額 1億1,362万9,000円(前年比3,731万5,000円増)
 - ・水道管移設工事及び消火栓設置工事に伴う工事負担金の増
- 4 資本的支出 予算額 10億3,729万8,000円(前年比1億4,693万5,000円減)
 - ・管網整備事業(相馬市栗津地内)
 - ・老朽管更新事業(相馬市中村地内、新地町福田地内、鹿島区岡和田地内 約760m外)
 - ・老朽施設更新工事(鴻ノ巣浄水場更新工事(R6,R7年度 2カ年継続事業))

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、9億2,366万9,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするもの。

【原案可決】

議案第7号 相馬地方広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

マイナンバー法の一部改正に伴い、本条例において引用条文の改正及び所要の整備、条ずれ等が生じるため改正を行うもので、令和7年4月1日より施行するもの。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されるため、本条例中の「懲役」の文言を「拘禁刑」に改めるもの、さらに、改正法の施行前にした行為の処罰に関する条例の規定の適用等について、所要の経過措置を設ける改正を行うもので、令和7年6月1日より施行するもの。

【原案可決】

【報告案件】

監査報告 令和6年度例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和6年7月から12月までの例月出納検査結果を報告するもの。